

愛知県農業用水小水力等発電推進協議会規約

平成27年3月24日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、愛知県農業用水小水力等発電推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を名古屋市西区栄生一丁目18番25号に置く。

(目的)

第3条 協議会は、愛知県における農業用水を始めとする農業用施設を利用した小水力発電等を推進することにより、再生可能エネルギーの利用促進を図ると共に、土地改良関係団体の社会貢献及び経営基盤の強化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 会員相互の情報共有
- 二 小水力発電等に関する施策等の提案・要請活動
- 三 小水力発電等に関する調査、研究、連絡調整
- 四 その他、小水力発電等の推進に必要な事項

2 協議会は、前項に関する業務の一部を愛知県土地改良事業団体連合会またはコンサルタント等に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 会員は、愛知県内の市町村、土地改良区、土地改良区連合、地域活動組織等のうち協議会の趣旨に賛同した者と、愛知県及び愛知県土地改良事業団体連合会で、別表1に掲げるものをもって組織する。

2 会費は徴収しないものとする。

(届出)

第6条 協議会に新規に加入する者は、その氏名及び住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)を記載した書面を届け出なければならない。

2 協議会からの脱会は、第5条第1項に該当しなくなったとき、脱会するものとする。

3 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

4 協議会は第1項により新規の加入の届出を受理したときは、会員名簿に登載するとともに加入者に通知するものとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長1名
 - 二 副会長1名
 - 三 監事2名
- 2 役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長、監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

(アドバイザー)

第13条 会長は必要に応じ、専門的見地からのアドバイスを行うアドバイザーを置くことができる。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。なお、総会において、出席会員のうちから会長が選任することができる。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員の過半数により成立する。

- 2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
- 6 総会は、文書議決をもってかえることができる。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更

- 二 協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権及び選任権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第19条第3項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は愛知県土地改良事業団体連合会に置く。
- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、事務局の職員のうちから会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第22条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程・内規による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程

- 五 内部監査実施規程
- 六 その他（専決に関する内規）

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第25条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国からの農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱(平成24年4月20日付け23食産第4051号)の定めるところにより交付される補助金等
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 協議会の資金の取扱方法は会計処理規程で定める。

(年度事業計画及び収支予算)

第27条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し総会の議決を得なければならない。

- 2 会長は、協議会の経費については、予算の範囲内で補助金から支出する。

(監査等)

第28条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
 - 二 収支計算書
 - 三 正味財産増減計算書
 - 四 貸借対照表
 - 五 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た

後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）並びに農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2225号農林水産省農村振興局長通知。（以下「要領」という。））並びにその他の規程の定めるところにより、従わなければならない。

第7章 協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第30条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく東海農政局長に届け出なければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 第4条第1項第一号、第二号及び第三号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては東海農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第32条 要綱、要領及びその他この規約・規程に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な内規は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 従前の愛知県農業用水小水力発電推進協議会規約(平成24年8月1日総会議決)は、これを廃止する。